

## 計画書

### 鹿児島都市計画土地区画整理事業の変更

都市計画宇宿中間地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	宇宿中間地区土地区画整理事業		
面 積	約 81.7ha		
公共施設の配置	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	幹線街路	3・4・90 宇宿広木線	
	幹線街路	3・4・16 高麗通線	
	幹線街路	3・4・91 桜ヶ丘団地中央線	
	幹線街路	3・5・92 桜ヶ丘本通線	
	区画街路	7・6・11 脇田宇宿線	
	区画街路	7・6・12 鍋ヶ宇都通線	
	その他の区画街路については、幅員 4 ~ 11m を適正に配置する。		
	種 別	名 称	これらの公園については、区域面積の 3 %以上を確保し、別に都市計画において定めるとおりとする。
	街区公園	2・2・111 田平公園	
	街区公園	2・2・112 梶原公園	
	街区公園	2・2・113 なかよし公園	
	街区公園	2・2・114 永仮公園	
	街区公園	2・2・115 鍋ヶ宇都公園	
	街区公園	2・2・116 広木第1公園	
	街区公園	2・2・117 広木第2公園	
	街区公園	2・2・118 広木第3公園	
	近隣公園	3・3・17 中間公園	
その他の公共施設	二級河川・脇田川の改修は、都市基盤河川改修事業により改修し、集水面積 7 ha 以上の主要な水路については、公共下水道事業の雨水整備計画に基づき整備する。		
宅地の整備	土地区画整理事業設計標準に基づき、長辺 120m、短辺 40m を標準として現地換地を原則とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

鹿児島市は、第5次鹿児島市総合計画において、「市民生活を支える機能性の高い快適なまち[まち基盤政策]」をまちづくりの基本目標として掲げ、「周辺市街地の面的整備など生活環境の整備を行い、にぎわいとゆとりある都市空間を創出し、個性と魅力あるまちづくりを推進します」などの基本的方向が示されている。また、鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「広域的な業務拠点の機能の充実と次世代の活力を担う産業系土地利用の再編」、「生活環境と調和した交通の要衝として市街地整備の推進」を地域整備の方向性とし、宇宿中間地区を「新たな住宅街形成に合わせて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区」と位置づけ、「土地区画整理事業の実施により生活環境の改善を図る」とする整備方針を定めている。

宇宿中間地区は、鹿児島市中心部から南西約4kmに位置し、高台の桜ヶ丘団地及び紫原団地にはさまれた二級河川脇田川沿いの弓状の地域である。当該地区は中心市街地に近いことから急激な市街化が進展しているが、公共施設が未整備なためスプロール化が目立っている。このような状況に対応し、道路、公園等の公共施設の整備と併せて河川改修を実施し、健全な市街地の形成を図るために、平成元年12月25日に宇宿中間地区土地区画整理事業として都市計画決定されている。

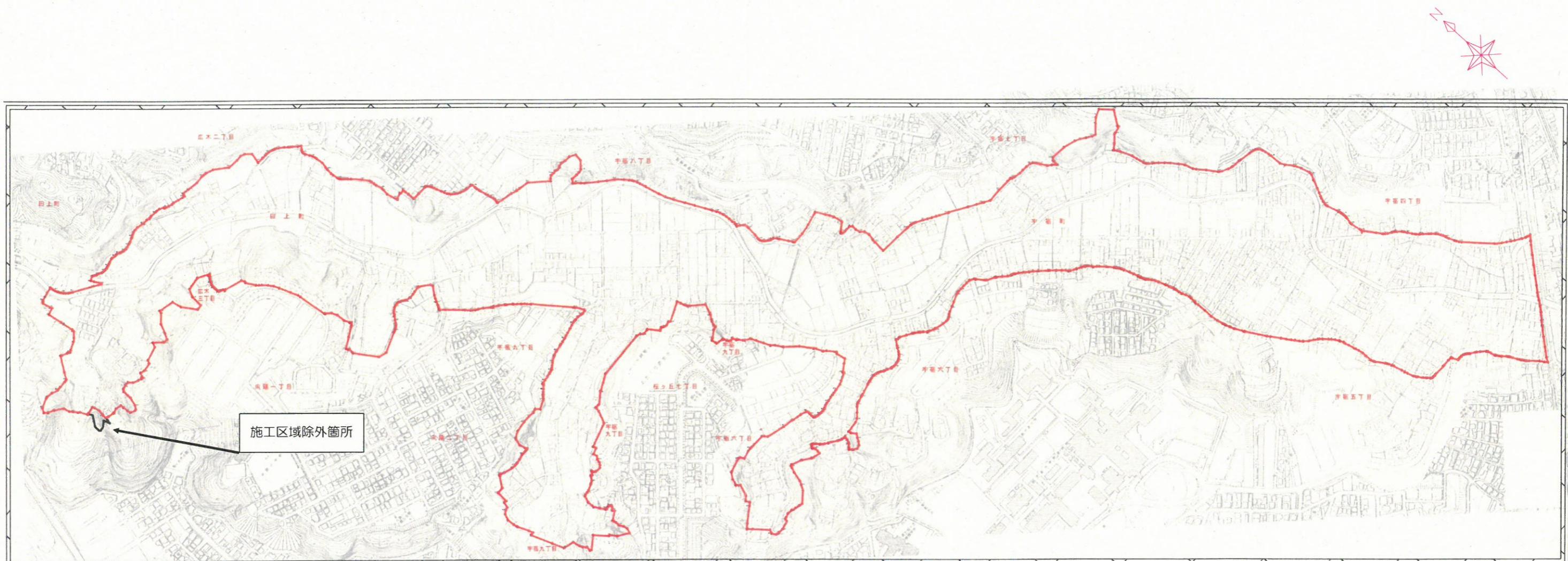
本地区は平成3年3月25日に事業計画決定を行い、事業に着手し、平成24年度に工事概成しており、現在、平成28年度の換地処分に向けて事業を進めている状況である。

今回の都市計画変更は、平成15年の第2回変更において法面整備のために区域編入した箇所のうち、整備の必要がなくなった箇所を施行区域から除外するとともに、確定測量の結果も踏まえ「施行区域の面積」の変更を行うものである。

## 変更対照表

区分	名称	面積	備考
変更前	宇宿中間地区土地区画整理事業	約 81.8 ha	
変更後	宇宿中間地区土地区画整理事業	約 81.7 ha	

宇宿中間地区土地区画整理事業 計画図



凡例	
—	施行区域界（変更前）
—	施行区域界（変更後）